

認定事例

(災害補償課)

豪雨災害で出動命令を受け、軽四輪トラックで消防機庫へ向かう途上で行方不明となり、約2週間後河川で溺死体となって発見された災害(公務上)

1 災害を受けた者

A県B町消防団員(班長、49歳)

2 職業

会社員

3 傷病名

溺水による窒息死

4 災害発生年月日

平成22年10月17日(推定)

5 災害発生状況

平成22年10月17日、台風の影響による豪雨が降り続き、各地に水災等の災害発生のおそれが見込まれた。このため、同日午後10時30分、消防団員全員に警戒出動命令が発令された。

本人は、これを受けて消防作業服、雨がっぱを着用し、午後11時過ぎに約1km離れた消防機庫へ向かうため、自家用軽トラックで自宅を出発したがその後消息が途絶えた。

翌日午前5時頃、B町は、本人を行方不明者と判断し、捜索活動を開始した。行方不明から約2週間後の11月1日午前10時40分頃、隣接のC町内を流れる川の中州で「溺死体」となって発見された。

6 参考

(1) 本人の出動については、10月17日午後10時30分、消防団本部からの有線放送を母親が受信し、本人に伝えている。また、同40分頃、所属部長からの電話による出動要請を母親が受け、その内容も本人に伝えている。

(2) 本人は、部長から出動要請を受けた後、

班の団員に出動の旨を伝達し、消防作業服等に着替え軽四輪トラックで出発して自宅前の町道から約20m先の県道に曲がるところまで母親が確認している。

(3) 県道(幅員約4m)はD川沿いに走っており、本人が出動した午後11時過ぎ(当時の降雨量:116.5mm/h)から急激にD川の水位が上昇し始め、午前1時では同道路面から4~5mにかけ冠水していた。

(4) D川沿いの県道では、一部分しかガードレールが設置されておらず、また、複数の場所で路肩が崩れており、出動当時、道路の路肩が脆弱となっていたことが推測される。

(5) 今回の豪雨により隣接市町において、D川沿いの道路冠水により、本人とは別に行方不明者(2名)が発生している。

(6) D川下流20kmのE町の川岸で本人のネーム入りの雨がっぱが発見されている。

【説明】

本件は、集中豪雨により出動命令を受けた団員が、自家用車で消防機庫に向け自宅を出発後に消息が途絶え行方不明となり、後日溺死体で発見された事案であり、自宅を出発してから死亡に至る経緯などが解らないという、いわゆる災害発生の「原因不明」の事案に該当します。このような場合には、認定実務上、間接的な事実関係等に基づき、経験則上最も合理的な説明が可能な推論により、公務起因性の有無を推定することとされています。その場合、公務遂行性が確認又は推定されたときには、経験則に反

しない限り、公務起因性が有るものと判断することとなります。

すなわち、本件の場合でみると、災害発生が出動（公務）途上であったか、災害発生場所が出動の合理的経路上であったかどうかなどから公務遂行性の推定を行い、次いで、病死等の公務起因性に対する反証事由が認められなければ、公務上の災害と推定するのが妥当であるとされています。

これを本件についてみると、本人が10月17日の夜半に有線放送及び部長からの出動命令を受け、部下団員に召集をかけたこと等は母親が現認しており、また、消防作業服等に着替え、軽四輪トラックで消防機庫に向かうためその順路となる県道に向かったことも母親が確認していたことから、公務遂行性（出動途上）があると推定されます。

また、その当時の県道の状況としては、D川の急激な水位上昇により冠水状態となっていた

ことが推測され、隣接市町でD川の冠水により、本人とは別の地域住民2名が行方不明となる事故が発生しているなど、D川流域は極度に危険な環境にあったことが推定されます。また、死因等については、死体検案の結果、死亡日時は10月18日午前0時頃と推定され、「溺水による窒息による死亡（溺死）」と判断されています。

以上のことから総合的に判断すると、本件は、深夜、豪雨で視界が悪く、また冠水状態で路面の判断も困難となっていたなど、劣悪な環境下にあったと推定される県道を軽四輪トラックで消防機庫に向かって走行していたところ、河川に車両ごと転落したか、あるいは冠水箇所で車両ごと流されたかなどして、その結果、溺水による窒息で死亡したものと推定されます。

また、他に公務起因性を否定する逸脱行為等の反証事由も特段認められることから、公務往路途上で発生した災害として、公務上の災害と判断されたものです。